

諮問番号：諮問第 1 1 1 号

答申番号：答申第 1 1 1 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号。以下「政令」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳交付決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

処分庁から障害等級を 2 級とする本件処分を受けたが、現在の精神障害の状態は、以前より不眠、動悸など症状がひどくなり、悪い状態であるから、障害等級 1 級であるべきであり、本件処分には納得できない。

2 審査庁の主張の要旨

審査請求人の障害等級を判定するに当たり、総合的に判断すると 2 級に該当すると認められ、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。なお、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求めた結果、同様の判断を得ている。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が政令で定めるとの障害等級に該当するかということにある。

処分庁は、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級判定に係る行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）上の審査基準として、「福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（以下「判定基準」という。）及び「福岡県精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項」（以下「留意事項」という。）を定

めている。

判定基準では、障害等級の判定は、「(1) 精神疾患の存在の確認、(2) 精神疾患(機能障害)の状態の確認、(3) 能力障害(活動制限)の状態の確認、(4) 精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる。」、「判定に際しては、診断書に記載された精神疾患(機能障害)の状態及び能力障害(活動制限)の状態について十分な審査を行い、対応すること。」とされていることから、これらの定めに基づき、本件処分の障害等級の判定に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

1 精神疾患の存在

診断書の記載から、統合失調感情障害の存在が認められる。

2 精神疾患(機能障害)の状態

診断書の記載から、主たる精神障害である統合失調感情障害の状態については、判定基準に定める3級の状態にとどまるものとはいえないことから、1級又は2級の状態と判断するのが相当である。

3 能力障害(活動制限)の状態

診断書の「⑥ 生活能力の状態」欄の「3 日常生活能力の程度」の記載からは、「おおむね1級程度」となる。

一方、「⑥ 生活能力の状態」欄の「2 日常生活能力の判定」には(1)から(8)までの項目があるところ、日常生活に関連のある項目4つは2級、社会生活に関する項目4つのうち2項目が3級、残り2項目が1級の状態に相当する。

また、診断書の「⑦ ⑥の具体的程度、状態等」欄及び「⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況」欄の記載を総合すると、単身で在宅生活を維持できている状況にあるものと考えられる。

以上のことから、能力障害(活動制限)の状態は、2級の状態にあると判断するのが相当である。

4 精神障害の程度の総合判定

上記から審査請求人の障害等級について総合的に判定すると、1級に至っていると認めることができず、2級と判定するのが相当であり、本件処分の障害等級の判定に違法又は不当な点は認められない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年12月7日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和3年2月2日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が政令で定めるとの障害等級に該当するかということにある。

処分庁は、行政手続法上の審査基準として設定している判定基準において、障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患(機能障害)の状態の確認、(3)能力障害(活動制限)の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととしている。

そして、障害の程度の個別具体的な判定は、医師が作成した診断書をもとに処分庁が行うものであるが、その障害の程度に関する判定・判断は、専門的・医学的判断を前提とした処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきである。

これらのことを踏まえて、審査請求人が手帳の更新申請時に添付していた医師の診断書に基づき、以下、判断する。

1 精神疾患の存在

主たる精神障害として統合失調感情障害の存在が認められる。なお、統合失調感情障害は、判定基準で示される「非定型精神病」とほぼ同じ疾患であるとされている。

2 精神疾患(機能障害)の状態

診断書の「④ 現在の病状、状態像等」欄及び「⑤ ④の病状・状態像等の具体的な程度、症状、検査所見 等」欄の記載からは、審査請求人の精神疾患(機能障害)の状態は、判定基準の3級にとどまるとはいえず、1級又は2級の状態であると認められる。

3 能力障害(活動制限)の状態

診断書の「⑥ 生活能力の状態」欄の「3 日常生活能力の程度」は、「(4)精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。」が選択されており、その程度はおおむね1級程度とされている。

一方、同欄の「2 日常生活能力の判定」は、8項目中、4項目が「援助があればできる」と判定されていて、2級の状態に相当している。その他4項目のうち2項目

は「おおむねできるが援助が必要」との判定で3級の状態に相当しており、1級の状態に相当しているのは残りの2項目のみである。

また、「⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況」欄は、「生活保護受給」とのみ記載されており、単身で在宅生活を維持できている状況にあるものと考えられることから、審査請求人の能力障害（活動制限）の状態は、2級の状態にあると認められる。

4 精神障害の程度の総合判定

その他考慮すべき特段の事情も認められないため、以上のことから総合的に判断して、処分庁が、審査請求人の障害等級を2級に該当すると決定したことについて、違法又は不当ということとはできない。

以上のとおり、本件処分は、法令、判定基準等に沿って適正に行われており、その判断過程に特段の誤りは認められず、処分庁の判断は合理的な裁量の範囲内であるといえる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

また、審査庁は、本件審査請求について、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求め、「原処分支持」との回答を得ており、その点からも本件処分の妥当性は担保されていると解される。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大 脇 成 昭

委員 樋 口 佳 恵

委員 谷 本 拓 也

諮問番号：諮問第 1 1 1 号

答申番号：答申第 1 1 1 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号。以下「政令」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳交付決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

処分庁から障害等級を 2 級とする本件処分を受けたが、現在の精神障害の状態は、以前より不眠、動悸など症状がひどくなり、悪い状態であるから、障害等級 1 級であるべきであり、本件処分には納得できない。

2 審査庁の主張の要旨

審査請求人の障害等級を判定するに当たり、総合的に判断すると 2 級に該当すると認められ、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。なお、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求めた結果、同様の判断を得ている。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が政令で定めるとの障害等級に該当するかということにある。

処分庁は、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級判定に係る行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）上の審査基準として、「福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（以下「判定基準」という。）及び「福岡県精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項」（以下「留意事項」という。）を定

めている。

判定基準では、障害等級の判定は、「(1) 精神疾患の存在の確認、(2) 精神疾患（機能障害）の状態の確認、(3) 能力障害（活動制限）の状態の確認、(4) 精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる。」、「判定に際しては、診断書に記載された精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態について十分な審査を行い、対応すること。」とされていることから、これらの定めに基づき、本件処分の障害等級の判定に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

1 精神疾患の存在

診断書の記載から、統合失調感情障害の存在が認められる。

2 精神疾患(機能障害) の状態

診断書の記載から、主たる精神障害である統合失調感情障害の状態については、判定基準に定める3級の状態にとどまるものとはいえないことから、1級又は2級の状態と判断するのが相当である。

3 能力障害（活動制限）の状態

診断書の「⑥ 生活能力の状態」欄の「3 日常生活能力の程度」の記載からは、「おおむね1級程度」となる。

一方、「⑥ 生活能力の状態」欄の「2 日常生活能力の判定」には(1)から(8)までの項目があるところ、日常生活に関連のある項目4つは2級、社会生活に関する項目4つのうち2項目が3級、残り2項目が1級の状態に相当する。

また、診断書の「⑦ ⑥の具体的程度、状態等」欄及び「⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況」欄の記載を総合すると、単身で在宅生活を維持できている状況にあるものと考えられる。

以上のことから、能力障害（活動制限）の状態は、2級の状態にあると判断するのが相当である。

4 精神障害の程度の総合判定

上記から審査請求人の障害等級について総合的に判定すると、1級に至っていると認めることができず、2級と判定するのが相当であり、本件処分の障害等級の判定に違法又は不当な点は認められない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年12月7日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和3年2月2日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が政令で定めるとの障害等級に該当するかということにある。

処分庁は、行政手続法上の審査基準として設定している判定基準において、障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患(機能障害)の状態の確認、(3)能力障害(活動制限)の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととしている。

そして、障害の程度の個別具体的な判定は、医師が作成した診断書をもとに処分庁が行うものであるが、その障害の程度に関する判定・判断は、専門的・医学的判断を前提とした処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきである。

これらのことを踏まえて、審査請求人が手帳の更新申請時に添付していた医師の診断書に基づき、以下、判断する。

1 精神疾患の存在

主たる精神障害として統合失調感情障害の存在が認められる。なお、統合失調感情障害は、判定基準で示される「非定型精神病」とほぼ同じ疾患であるとされている。

2 精神疾患(機能障害)の状態

診断書の「④ 現在の病状、状態像等」欄及び「⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見 等」欄の記載からは、審査請求人の精神疾患(機能障害)の状態は、判定基準の3級にとどまるとはいえず、1級又は2級の状態であると認められる。

3 能力障害(活動制限)の状態

診断書の「⑥ 生活能力の状態」欄の「3 日常生活能力の程度」は、「(4)精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。」が選択されており、その程度はおおむね1級程度とされている。

一方、同欄の「2 日常生活能力の判定」は、8項目中、4項目が「援助があればできる」と判定されていて、2級の状態に相当している。その他4項目のうち2項目

は「おおむねできるが援助が必要」との判定で3級の状態に相当しており、1級の状態に相当しているのは残りの2項目のみである。

また、「⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況」欄は、「生活保護受給」とのみ記載されており、単身で在宅生活を維持できている状況にあるものと考えられることから、審査請求人の能力障害（活動制限）の状態は、2級の状態にあると認められる。

4 精神障害の程度の総合判定

その他考慮すべき特段の事情も認められないため、以上のことから総合的に判断して、処分庁が、審査請求人の障害等級を2級に該当すると決定したことについて、違法又は不当ということとはできない。

以上のとおり、本件処分は、法令、判定基準等に沿って適正に行われており、その判断過程に特段の誤りは認められず、処分庁の判断は合理的な裁量の範囲内であるといえる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

また、審査庁は、本件審査請求について、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求め、「原処分支持」との回答を得ており、その点からも本件処分の妥当性は担保されていると解される。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大 脇 成 昭

委員 樋 口 佳 恵

委員 谷 本 拓 也